

入 札 説 明 書

(役務・委託業務)

一般競争入札については、関係法令及び業務ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札参加資格

入札参加希望者は、この公告の日において次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 登録業種等

登録業種等とは、長浜市競争入札参加有資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されている「業種」、「品目」又は「工種」であり、この公告で定める業種での登録を満たすこと。なお、名簿の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告の日の属する年度の名簿によるものとする。

(2) 地域要件

公告で定める場合には、(1) で定める名簿に登録されている本店又は営業所の地域区分である。

(3) 実績要件

公告で類似業務等の履行実績要件を定める場合には、該当する実績要件を満たすこと。

入札参加希望者は、当該要件を満たすことを証するため、業務名、履行場所、履行期間、発注機関、業務概要及び発注者・受注者が確認できる資料の写しを提出するものとする。

(4) その他の要件

ア 公告で定めるその他の要件がある場合は、該当する要件を満たすこと。

入札参加希望者は、当該要件を満たすことを証するため、公告で定める資料の写しを提出するものとする。

イ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

ウ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は

積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ)役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

エ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間に、長浜市入札参加停止基準要綱の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

オ 組合が入札した場合において、その組合員でないこと。

2 公告及び仕様書等に対する質問及び回答

公告及び仕様書等に対する質問がある場合は、メール又はFAXにより提出すること（メール又はFAX送信後には、提出先に着信確認の架電を行うこと。）。

受付場所及び受付期限は公告のとおりとする。また、質問に対する回答は、公告に定める場所及び期間において閲覧に供するものとする。

3 入札参加資格の確認

(1) 提出書類等

入札参加希望者は、必要な書類について公告で確認すること。

なお、再申請は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

(2) 確認資料の提出

公告で確認資料の提出を求めた場合には、公告で定める期限までに公告で定める提出先に提出すること。

(3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して、書面（様式は自由）によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、公告で定める提出期限及び提出場所に持参により提出すること。

この説明要求に対する回答は、公告で定める日までに行う。

(4) 入札参加資格に係る苦情申立て

(3)の説明要求に対する回答を受けた者のうち、入札参加資格がないとされたことに不服がある者は、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。なお、提出方法及び提出先は(3)同じ。

再苦情申立てについては、長浜市入札監視委員会が審議を行う。

4 入札手続

入札については、公告に定めるほか契約書案、仕様書、長浜市契約規則、長浜市入札執行要綱、長浜市郵便入札実施要綱及び長浜市入札心得により執行する。

(1) 入札執行回数

2回を限度とする。

(2) 入札方法

公告に定める期限までに、長浜市郵便入札実施要綱に定める方法により、公告の定める提出先に提出すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 予定価格超過による再入札の取り扱い

- ア 予定価格超過のため落札決定しない場合には再入札を行う。再入札の該当者には再入札通知書を F A Xにより通知する。
- イ 再入札の日程は再入札通知書に記載する。
- ウ 再入札の場合、最低入札額発表後に当該金額以上の価格で入札した者は失格とする。
- エ 再入札の際には確認資料の提出を不要とする。
- オ 失格又は無効となった者は再入札に参加することはできない。

(4) 入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- ア 長浜市契約規則第 17 条の規定に該当する入札
- イ 確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 長浜市郵便入札実施要綱第 6 条に該当する入札

(5) 開札

入札執行者は、公告に定める日時場所において、開札処理を行うものとする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合には、長浜市郵便入札実施要綱第 9 条の規定による方法によりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

(6) 落札決定の保留

事後審査型一般競争入札の場合、開札後に入札参加資格の確認を行うため、落札決定を保留することがある。

5 その他

(1) 契約の締結

- ア 落札者の決定後、この業務の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、契約を締結しない。
 - (ア) 1 (4) ア又はイの要件を満たさなくなった場合
 - (イ) 長浜市入札参加停止基準要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けた場合
- イ 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、原則 7 日以内に契約書に押印又は電子署名を講じて、契約担当者に提出すること。

(2) 支払条件

公告に定める方法による。

(3) 現場説明会

行わない。

(4) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

確認資料に虚偽の記載をした場合は入札参加停止措置を行うことがある。

(5) 公正な入札の確保

入札参加者は、次の事項を遵守すること。

なお、違反した場合、入札は無効とする。

また、入札参加停止措置を行うことがある。

- ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書その他の提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

（６）入札・契約手続の取り止め

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、又は落札決定を取り消すことがある。

以上